

令和5年(ネ)720号 損害賠償請求事件

控訴人 榎本清

被控訴人 東大和市

### 控訴理由書

東京高等裁判所 第20民事部 御中

2023年2月20日

控訴人 榎本清 印

頭書の事件について、控訴人は次の通り控訴理由を提出する。

### 控訴の理由

#### 第1 本件の概要

2021年2月24日、控訴人は、東大和市立公民館（中央及び4地区館）に「裁判ごっこ」という集会（東大和市を被告とする、別件の損害賠償請求訴訟《以下、「別件訴訟」と略す》の報告会）を知らせるチラシ1（甲1号証）を配置してもらうべく東大和市立中央公民館を訪れ、チラシ1を提出了。同館長佐伯茂幸はチラシ1の内容が不適当であるとし、内容の書き換えを控訴人に要求した。控訴人は、館長が不適当とした理由が納得できず、館長の指示通りに書き換えることはチラシの表現意図を歪めことになると判断し、これを書き換える必要性は無く、その意思もないことを伝えた。その上でチラシ1の受領を館長に求めたが、同人はチラシの受領に応じることなく、30分以上にわたり書き換えを迫り続けた。控訴人は館長の主張に沿ったチラシの書き換えをしなければ受領されることはないと判断し、しかたなく同館を後にした。

控訴人は、館長によるチラシの受領がなされず、配置が認められない状態が続ければ、チラシ配置の目的である、市民への集会開催周知そのものが困難になるという状況に立たされ、館長の主張には納得できないながらも、字句の書き換えを検討せざるを得なくなった。

2月25日、館長の意向にほぼ沿った内容にしたチラシ2（当初、甲2号証として提出したが、これは控訴人の錯誤であり、実際には乙1号証が正しい。詳しくは原告準備書面（2）11頁 第5参照）を出したところ、同人はこれを受領した。控訴人は、書き換えはしたが館長の主張に納得したものではないと伝え、後日しかるべき対応を取ると通告した。

控訴人は同月 26 日、館長の上司である社会教育部長小俣学（当時）に直接抗議し、行政不服審査請求（甲 3 号証）を提起した。しかしながら、控訴人の主張は東大和市に受け入れられず、却下となったため、同年 12 月 21 日に東京地方裁判所立川支部に提訴したものである。

## 第 2 審理不尽

東京地方裁判所立川支部では、原告、被告の事実認識が相反したものとなった。すなわち、館長の受領拒否の有無、左記不作為を利用したチラシ内容の書き換え強要の有無である。具体的には、館長の受領拒否や書き換え強要を意味する発言の有無に関する主張が対立するものとなった。

控訴人は上記事実を明らかにすべく、行政不服審査請求における処分庁側提出文書（甲 7 号証・甲 8 号証）、及び同審査請求での口頭意見陳述記録（甲 9 号証）、審査庁の決裁書（甲 4 号証）を提出した。また、第 4 回口頭弁論において館長の証人尋問を希望する旨を告げ、証拠申し出書を提出したが、第 5 回口頭弁論において、これは認められず、即結審となった。

本件は、事件当事者である控訴人による本人訴訟であるが、法廷に出廷する被控訴人は代理人でしかない。天と地ほども異なる双方の主張の真偽を確かめるには、当事者同士の立ち合いが必要であることは言うまでもない。現に、同審査会の口頭意見陳述の場での証言が、事実に接近するための重要な手段であったことは、原告準備書面（2）に述べた通り明らかである。法廷に本件の当事者である中央公民館長を呼んで話を聞くことは、事実を確かめるためには必須なことであつたし、同時にフェアーなことであった。

しかしながら地裁審理では、提出された証拠により証人尋問は不要であるとし（第 5 回口頭弁論）、これを認めなかった。このような地裁の判断は、真実に迫る姿勢に欠け、傲慢ですらある。証拠収集のための有力な材料となる館長の証人尋問を放棄し、「事実を認めるに足りる的確な証拠はない。」（地裁判決 4 頁 6 行）とするがごときは、真摯な審理とはいがたく、控訴人は審理不尽である旨主張する。併せて東大和市立中央公民館館長 佐伯芳幸の証人尋問のため、証拠申立書を提出するものである。

## 第 3 違法行為の見過ごし

控訴人による、東大和市立中央公民館長に対するチラシ 1 の配置依頼は、東大和市立公民館条例施行規則（甲 5 号証）第 10 条 1 項による申請であり、これは行政手続法第 2 条 3 項の申請

にあたる。しかも許可を与える条件としてチラシ 1 の書き換えを求め、控訴人がこれを拒否したにもかかわらず、館長は許諾の事務を怠り続けた。

被控訴人も認めている通り、館長によるチラシ 1 に対する書き換え要求は、「公民館運営事務処理取扱基準に基づくものではない」（被告準備書面（2）5 頁 20~21 行）のであり、同要求は法的根拠に基づかない館長の主観的判断という他なく、控訴人がこれに従う義務はない。

控訴人が書き換えの必要性はないと館長に反論し、その意思もないと告げたにもかかわらず、チラシ 1 の掲示の許諾を示さないまま、これを受け取らず、更に自身の主観的判断に沿った書き換えを要求し続けることは、行政手続法第 7 条の申請に対する審査、応答義務違反である（最高裁昭和 60 年 7 月 16 日判決）。チラシ 1 申請に対する応答を怠ることは、すなわち受領拒否であり、チラシ 1 の配置拒否を意味する。

仮に、「館長が、本件チラシに関し、『認められない』『これはだめだよ』などと発言した事實を認めるに足りる的確な証拠はない」（地裁判決 4 頁 5~6 行）としても、館長の書き換え要求は法的根拠に基づくものではなく（被告準備書面（2）5 頁「才 第 5 段落について」）、また、控訴人の書き換えの意思がないことを館長は確認しており（「別紙口頭意見陳述」（甲 9 号証）12 頁 21~22 行）ながら、チラシの受け取りをせず、更に書き換え要求を行うなど、館長に行政手続法第 7 条の違法行為があったことは明らかである。

法に基づかないチラシ 1 の書き換え要求がなされ、地裁判決も「原告から修正には応じない意向を示された後も、繰り返し本件記載部分の修正を求めたこと」（3 頁 3 頁 23 行~25 行、及び 4 頁 7~8 行）と認定しているにもかかわらず、これを行政手続法第 7 条違反としないのは不当である。

#### 第 4 事実の歪曲

地裁判決は「原告が、館長と 30 分程度やり取りした後、館長の上記対応には納得できなかつたものの、本件催しの開催が迫っていた事情から、本件チラシの配置を優先することとして本件チラシを持ち帰ったことが認められる。」（3 頁 25 行~4 頁 1 行）と認定しながら、「原告に翻意を促したとはいえるが、原告に修正を強要したと直ちに推認することもできない。」（4 頁 8~9 行）としている。

法的な根拠もない書き換え要求に対し、控訴人としてその必要はなく、書き換えを拒否する意向を示しているにもかかわらず、更にその要求を続け、チラシ 1 の受領に至らない（行政手続法

第7条違反)館長に対し、チラシ配置を申請(東大和市立公民館条例施行規則(甲5号証)第10条1項、並びに行政手続法第2条)している控訴人がその場でなし得ることは限られない。すなわち、チラシの配置そのものをあきらめるか、館長の意向に沿った書き換えに応じるかである。

このような事態に対し、後者の選択(チラシ1の書き換え)をしたとして、それが申請者である控訴人の自由意思に基づく選択ということはできない。地裁判決は、翻意を促したが、修正の強要ではないとしているが(上記引用)、これは事実誤認である。申請者の自由意思に基づかない選択(チラシ1の書き換え)は、館長による強制の産物以外の何ものでもない。館長が行政手続法に則り、チラシ1を受領したならば、申請者である控訴人はチラシ1を書き換える必要はなかったのである。

「館長がチラシ1を受け取らないので、仕方なく書き換えた」のか、「申請人が納得して書き換えた結果、館長はチラシ2を受け取った」のか、控訴人の示す証拠と主張からは、後者があり得ない虚構であることは明白である。すなわち被控訴人の主張は、原因と結果を逆転して陳述しているのである。上記のごとき明らかな事実を歪曲し、黒を白と言い換える地裁判決は、妥当性を欠くものであり、これを容認することはできない。

## 第5 表現の自由について

チラシ1に対する館長の書き換え要求が、表現の自由に当たらないことの根拠として、地裁判決は以下の2点を挙げている(3頁10~17行)。

- (1)書き換え要求内容が催しの開催日時場所に関する部分にとどまり、裁判の形式で催しものを開催する趣旨が損なわれたとはいえないこと。
- (2)書き換え要求内容が合理的なものであり、原告の個人の尊厳及び表現の自由を侵害する意图を有していたとはうかがえないこと。

チラシ1は、控訴人が関わっている「別件訴訟」の内容を知らせるものであり、その報告会を兼ねたものであった(甲1号証)。広報チラシである限り、第一義的には集会の広報を目的としたものであるが、同時に別件裁判、及び裁判制度に対する皮肉、揶揄、諧謔を含めたものでもあった。そのため集会のタイトルを「裁判ごっこ」とし、集会の内容を裁判形式で表現した。日時を「公判日時」とし、場所を「法廷」としたのも、その理由からである。タイトル「裁判ごっこ」を

はじめ、チラシ全体を見れば、公民館で実際に裁判が行われようはずもないことは一目瞭然である。

(1) についていえば、表現内容が「開催日時場所」であれば、また、催しの趣旨が損なわれていなければ、表現の自由の侵害には当たらないという解釈は、あまりに粗雑すぎる。チラシ製作者の表現意図に対する介入と侵害についていえば、開催の日時場所であっても表現の自由に対する侵害に当たる場合もあり、催しの趣旨を損なわれなければ、表現の自由が侵害されたとは言えない、などという解釈は失当である。これらのこととは、表現の自由に対する認識不足によるものである。

(2) についても、まったく同様のことがいえる。

以下、詳述する。

## 1、表現行為としてのチラシ

すでに述べたように、日時場所の表現はチラシ全体の内容と深くかかわるものであり、表現行為全体を構成する、切っても切り離せない一部である。「公判日時」から「公判」を引き抜き、「法廷」を「ところ」とさし替えることは、表現を咀嚼に例えれば、食いちぎり、かみ碎く歯を何本か引き抜くことに等しい。咀嚼そのものが不可能になることはないが、きわめて不自然で噛み心地の悪いものとなる。表現とはそのようなものである。

表現行為者である控訴人は、日時場所を含むチラシの全体構成から、別件訴訟及び裁判そのものに対する皮肉、揶揄、諧謔が（すなわち「シャレ」が）効いていると判断し、公民館に持参したものである。

しかしながら、館長はチラシの外形のみ見て「これはダメだよ」と言い、日時場所に関する3点の書き換えを求めたのである。「公判」「法廷」という表現によって皮肉、揶揄、諧謔・シャレの対象として裁判を表したいというチラシ製作者の表現行為は、人権侵害を発生せしめるような違法性がない限り、最大限認められなくてはならない。

仮に、地裁判決の言うように「本件公民館の業務に影響が及ぶ可能性があるという判断の下、原告に本件記載部分の修正を求めたものであり、(中略) 不合理なものであったということもできない」(4頁14~17行 カッコ内は控訴人) としてもである。しかし実際には、そのような「可能性がある」というのは館長の主観的な判断に過ぎず、2項で述べるように、「本件公民館の業務に影響が及ぶ」蓋然性はなく、また、館長が書き換えを要求できる法的な根拠もない。たと

え館長の本意が、上記のような主觀的な合理性に基づく判断であったとしても、その要求内容がチラシの全体構成を損ない、控訴人の意図を侵害するものであるならば、それは表現の自由の侵害以外の何物でもない。

すでに述べたように、この要求には法的な根拠はないのであり、そのような不法な要求により、表現意図を侵害され、書き換えを強制された屈辱は、足を踏まれたものでなければわからない痛みとして残り続ける。あたかも強盗に踏み込まれ、金品財産を持ち去られたくやしさのようなものである。表現の自由の侵害とは、金品や財産のような実利的な価値に対するものではなく、不当に金品を奪われた事実によって傷つけられた精神的な外傷のことである。

地裁判決は「裁判の形式で本件催しを開催する趣旨が損なわれたとは認め難い。」(4 頁 12 行)としているが、当日の様子など知ることは能わぬはずであるのに、何をもってそのように断定できるのか。その根拠が示されないまま、「開催する趣旨が損なわれたとは認め難い」と断定しているのである。

仮に地裁判決文のとおりだったとしても、開催する趣旨が損なわれたか否かをもって表現の自由の侵害の有無を判断することは至当ではない。そればかりか、表現の自由の侵害は、当該集会の開催趣旨の成否とは直接の関係はない。開催趣旨が損なわれたか否かではなく、作品（本件の場合はチラシ 1）の表現行為そのものが侵害されたか否かでなくてはならない。表現行為は作品（この場合チラシ 1）自体に由来し、表現の自由の侵害は、表現行為の毀損であるからである。このように、地裁判決には表現の自由に対する認識不足があると言わねばならない。

また、地裁判決は「市民に誤解を与える可能性や、問い合わせを受けて本件公民館の業務に影響が及ぶ可能性があるという判断の下、原告に本件記載部分の修正を求めたものであり」(4 頁 13～15 行)と言い、館長の行為を肯定的に述べている。しかし判断基準となるべきは、法的根拠もなく必須でもない書き換え要求という側面と、憲法第 21 条にかかる「表現の自由」という側面の、どちらに重きを置くかという問題である。

このような表現行為に対する無理解と、表現の自由を奪われた者への想像力に欠ける地裁判決は、受け入れるに値しないものである。

## 2、情報伝達としてのチラシ

チラシ 1 の配置により、中央公民館の運営に影響を与えるおそれとして、館長は再弁明書（甲 8 号証）において「児童から高齢者まで幅広い年齢層の方が公民館を利用している」(2 頁 34～

35行)とする。しかし、そもそも公民館は中学生以下の児童・生徒が保護者の同伴なしに公民館を利用することは想定していない(公民館運営事務処取扱基準第2条1項)のであって、たとえ児童が誤った解釈をしても、同伴の保護者がコメントを与えるであろう。中央公民館官長である被控訴人が、この程度のことを知らないはずはない。また、高齢者であるからと言って、「裁判ごっこ」というユーモアを解さないものがいると考えること自体が、高齢者に対する館長の偏見と無理解を表すものである。

控訴人は蛇足となることを認識しつつも、万が一の誤解を避けるために、表現の趣旨が損なわれない程度に、場所に関しては「203法廷」の後に「(学習室)」と書き添えたのである。その上で、掲題が「裁判ごっこ」とあるのを見て、「公判はいつ開かれるか」「法廷はどこにあるか」として利用者が公民館職員に問い合わせ、「中央公民館の運営にも影響を与えるおそれ」(甲8号証「再弁明書」3頁3行)などという事態が生じることは考えられない。つまり、「公判日時」を「日時」とし、「法廷」を「ところ」としなければ、所定の時間や場所が伝わらず、公民館業務に支障が生じるような事態発生の蓋然性の有無である。地裁判決ではその蓋然性を前提としているが、根拠はまたしても示されてはいない。

また地裁判決は、館長の主張をなぞって、「原告の個人の尊厳及び表現の自由を侵害する意図を有していたとはうかがえ」(4頁15~16行)ないとしているが、表現の自由の侵害は、侵害した当事者がそのような意図を持っていたか否かで左右されるものではない。あくまでも侵害された側に客観的な被害の実態が存在するかどうかである。

とはいえ、館長が「侵害する意図」を持っていなかったということは、ここでは断定できない。利害関係人である東大和市当局者の一人である館長が、別件訴訟に関する集会開催に関し、あくまでも中立、公平な立場であってほしいと控訴人は願うのみであるが、表現の自由に関する「侵害の意図」の有無については、わからないという他はない。しかし、東大和市中央公民館長が別件訴訟の当局者の一人であるという近似性は指摘しておかねばならない。

これまで述べてきたように、公民館の運営に影響を与えるというあいまいな理由で、しかも法的な根拠もなく、表現の自由の侵害が行われたということが本件の本質である。地裁判決は、被控訴人の主張に依拠して、幻想の「公民館運営への影響」を認定し、書き換え要求の合理性を認め一方で、表現の自由の侵害を認定していない。このような地裁判決は不当としか言いようがないものである。

## 第6 結論

第3から第5で示したように、本件は東大和市の地方公務員である同市立中央公民館長が、市民の申請（チラシ配置申請）に対しこれを怠ったものであり、行政手続法第7条の「申請に対する審査、応答」義務違反にあたるものである。しかもチラシ配置の条件として、当該チラシの内容の書き換えを、合理的な理由も法的な根拠もなく求めたことは、管理権限を持つ同館長の不当な職権乱用であると言わねばならない。このことは、職権を利用して不当なチラシ内容の書き換え強要であり、憲法第21条1項の表現の自由の侵害にあたる。

地裁判決は、チラシを単なる伝達手段としてのみ認定し、そこにチラシ制作者の意図が反映されるという面については「視野欠損」状態にあり、チラシに込められた表現意図が侵されたことに対して無頓着である。地裁判決には表現の自由に対する認識が不充分であり、表現の自由を侵害された者に対する想像力に欠けていると言える。表現の自由の侵害があっても、これを認定できないのはそのためであると判断せざるを得ない。

また、第2で述べた通り、館長による不当違法な行為を明らかにするために控訴人が求めた、同人の証人申請を認めず、文書のみでの審理で判決に至ったことも重大である。そのような地裁における審理は、すさんと言わざるを得ず、充分な審理が尽くされたものとは認め難い。

以上の通り、地裁判決は違法性を見逃し、不十分な審理、誤った前提、認定に基づくものであるから、取り消されるべきである。

以上

### 【付属書類】

1 控訴理由書副本 1通